

第1章 坂東市環境基本計画の基本的事項

1 計画策定の背景

本市では2008(平成20)年6月、豊かな水と恵まれた緑に囲まれた自然環境をよりよい形で後世に引き継いでいくために、「坂東市環境基本条例」を制定し、本市の環境の保全に関する基本理念や環境の保全に関する各主体の責務を定めました。この基本理念の実現を目指し、坂東市の環境の現状に応じた総合的・計画的な環境施策を推進するため、2013(平成25)年には「坂東市環境基本計画」を策定し、市、市民、事業者が協働で目標に向かって環境保全に取り組み、坂東市の自然豊かな環境をよりよい形で将来へと引き継いでいくことを進めてきました。

この間、地球温暖化の影響による気候変動に起因すると考えられる自然災害の多発、開発や乱獲、外来生物の侵入などによる生態系への影響、マイクロプラスチックによる海洋汚染など、さらなる環境問題が発生しその深刻さは増加しています。

このような中、SDGs(持続可能な開発目標)やカーボンニュートラルなど人々の意識が高まり、環境問題の解決に向けた共通認識を持つことが国際的な潮流となってきました。

本市でも、これまでの施策や取組を踏まえつつ、市、市民、事業者がより一層協働で目標に向かって環境問題に対応することが求められます。

1-1 国内外の動向

(1) 地球温暖化

2015(平成27)年11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

2018(平成30)年に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO₂排出量を2050(令和32)年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で2050(令和32)年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

我が国では2020(令和2)年10月、2050(令和32)年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、「2050年カーボンニュートラル」、「脱炭素社会の実現」を目指すことを宣言しました。翌2021(令和3)年10月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、5年ぶりの改定が行われました。改定された地球温暖化対策計画では、2050(令和32)年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として2030(令和12)年度において、温室効果ガスを2013(平成25)年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示され、2030(令和12)年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載した目標実現への道筋を描いています。

(2) 持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)

2015(平成27)年9月ニューヨーク国連本部において、「国連持続可能な開発サミット」が開催され、150を超える加盟国首脳の参加のもと、その成果文書として「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。2030(令和12)年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標となり、17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っており、SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものです。国連は、SDGsの目標年である2030(令和12)年を10年後に控えた2020(令和2)年1月、「行動の10年」を宣言し、世界に持続可能な開発への取り組みをよりスピーディーに、より広く進めることを求めています。

我が国では、2018(平成30)年4月に第五次環境基本計画を策定し、SDGsの考え方を踏まえた重点戦略と、地域循環共生圏の創造に向けた取り組みを推進しています。



【出典:国際連合広報センター】

(3) 生物多様性

2022(令和4)年12月にカナダ・モントリオールにおいて開催された国連生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)では、2010(平成22)年に採択された愛知目標の後継となる、世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。新枠組は、「2050年ビジョン」、「2030年ミッション」、「2050年グローバルターゲット」及びその他の関連要素から構成されています。また、2030(令和12)年グローバルターゲットには30by30や自然を活用した解決策などの要素に加え、進捗を明確にするために8個の数値目標が盛り込まれ、これまでの目標よりも更に実効性を高める仕組みが強化されています。

我が国では、愛知目標やこれまでの国家戦略の実施から得られた経験や教訓、世界目標である昆明・モントリオール生物多様性枠組を踏まえ、2023(令和5)年3月「生物多様性国家戦略2023-2030」を閣議決定しました。生物多様性分野において新たに目指すべき目標として、自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる「2030年ネイチャーポジティブ」を掲げ、その実現のためのロードマップとして策定しています。「2030年ネイチャーポジティブ」は政府の取組だけでは達成できず、2030(令和12)年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全する「30by30 目標」を含め、自然資本を守り活用するための行動を全ての国民と実行していくための戦略と行動計画を具体的に示しています。

自然のめぐみ

私たちは、暮らしに欠かせない水や食料、木材、繊維、医薬品をはじめ、様々な生物多様性のめぐみを受け取っています。
生物多様性が豊かな自然は、私たちのいのちと暮らしを支えているのです。



【出典:環境省】

(4) 循環型社会

循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、2018(平成30)年6月19日に「第四次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定されました。第四次計画では、SDGsの考え方を活用し、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として①地域循環共生圏形成による地域活性化、②ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、③適正処理の更なる推進と環境再生などを掲げ、その実現に向けて概ね2025(令和7)年までに国が講ずべき施策を示しています。

1) 食品ロス対策

日本では、まだ食べることができる食品が、日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生しています。食品ロスは、SDGsのターゲットの1つとして取り上げられるなど、世界的に解決すべき課題となっています。こういった状況を踏まえ、2019(令和元)年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、2020(令和2)年3月には「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が閣議決定されました。その中で、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進することが求められています。食品ロスとは、本来食べられるにも関わらず捨てられてしまう食べ物のことです。

2) 海洋プラスチック問題への対応

現在、世界全体で年間数百万トンを超えるプラスチックごみが海洋に流出していると推計されています。このため、海洋プラスチックごみによる地球規模での環境汚染による生態系、生活環境、漁業、観光等への悪影響が懸念され、国連をはじめとする様々な国際会議において、重要かつ喫緊の課題として議論が行われています。また、SDGs(持続可能な開発目標)においても、目標14において、「あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する」とされています。

海洋プラスチックごみによる汚染は、世界全体で連携して取り組むべき喫緊の課題であることから、国は、2019(令和元)年5月に「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」、「プラスチック資源循環戦略」を策定しました。また、2020(令和2)年7月には、プラスチック製買い物袋が全国で有料化となるなど、海洋プラスチックごみの発生抑制対策が展開されています。

(5) 茨城県の動向

1996(平成8)年6月に制定した「茨城県環境基本条例」に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、2023(令和5)年3月に「第4次茨城県環境基本計画」が策定され、県民、民間団体、事業者及び行政が各々の役割分担と協力のもと、豊かな環境を保全・創造し、次の世代へ継承していくため、長期的な目標、施策の大綱、施策の推進方策等を明らかにされました。また、近年の国際的なカーボンニュートラルへの動きを鑑み、地球温暖化対策を充実される必要があることから「茨城県地球温暖化対策実行計画」も同時に改定され、国と同等の削減率となるよう設定し、削減目標の達成を目指しています。

(6) 本市の動向

本市では、2020(令和2)年に「持続可能な開発目標(SDGs)の推進に関する基本方針」を策定しました。将来にわたって成長力の確保と誰もが安心して暮らせる持続可能なまちづくりに向けた取組をより一層推進する上で、SDGsの理念や手法を取り入れて戦略的に取り組んでいくことが重要かつ有効であると考えられることから、本計画で示された方針とSDGsの目指すゴール等を関連付け、一体的に推進することとします。

また、本市を取り巻くさまざまな環境情勢を始め、環境問題や地球温暖化対策が多様に変化する中、2020(令和2)年7月「廃棄物と環境を考える協議会」の構成自治体として、地球的規模の環境保全について積極的に取り組み、その実現に向けた取り組みを推進し、2050(令和32)年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指すことを宣言し、ゼロカーボンシティの表明をしました。

本計画においても、第1次環境基本計画の評価を踏まえ、今後の環境保全の取り組みや地球温暖化対策について見直し、さらなる展開と推進を目指して環境基本計画を改定するとともに、一般廃棄物処理基本計画、地域気候変動適応計画及び生物多様性地域戦略を策定することといたします。

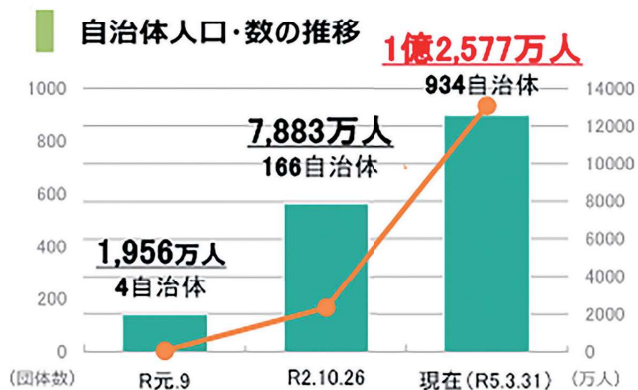
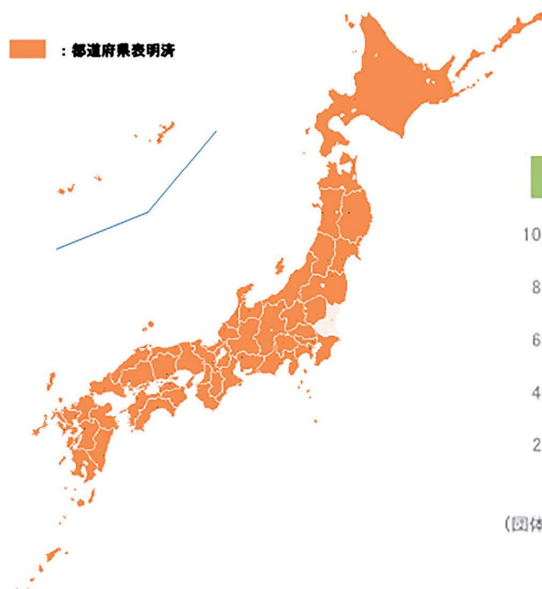


コラム 2050年 二酸化炭素排出実質ゼロ表明 自治体 2023年3月31日時点

- 東京都・京都市・横浜市を始めとする934自治体(46都道府県、531市、21特別区、290町、46村)が「2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ」を表明。**表明自治体総人口約1億2,577万人**※。

※表明自治体総人口(各地方公共団体の人口合計)では、都道府県と市区町村の重複を除外して計算しています。

表明都道府県 (1億2,325万人)



【出典:環境省】

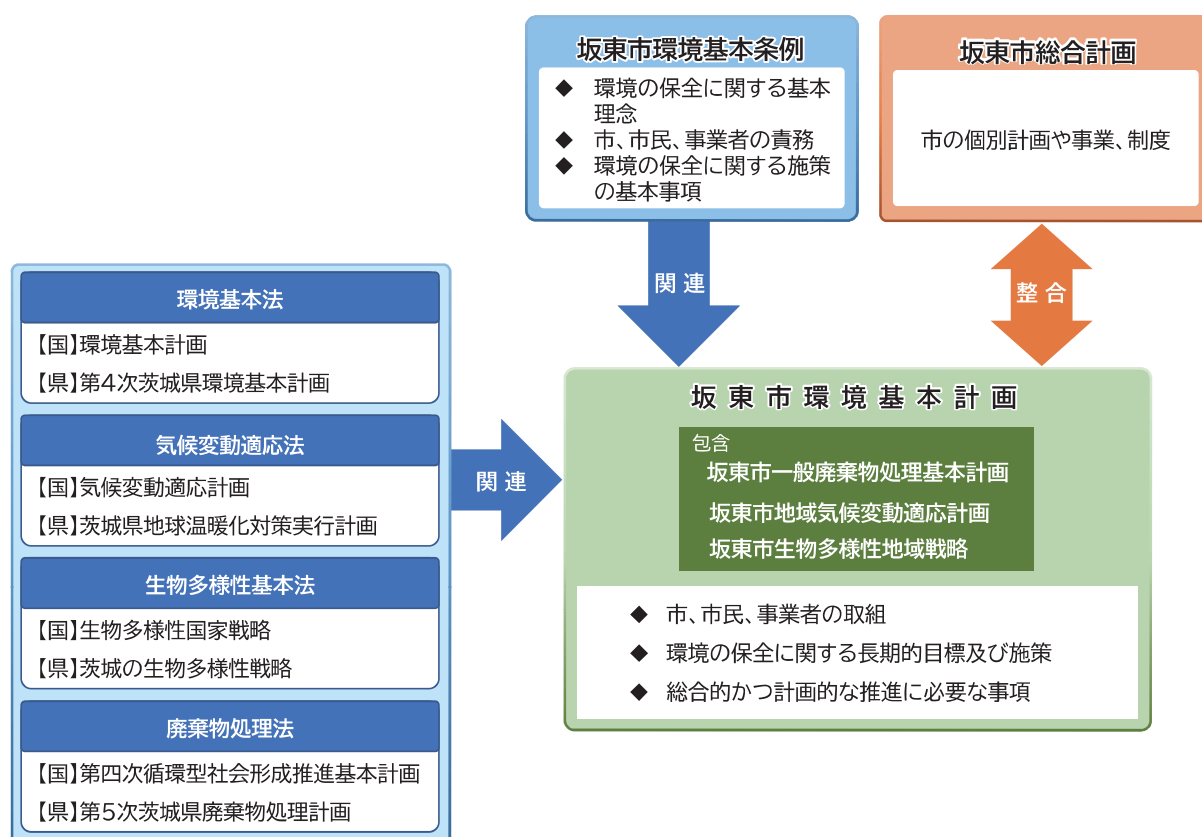
2 計画の位置付けと役割

本計画は、坂東市環境基本条例第3条に掲げられた基本理念を実現していくため、同条例第7条に基づく計画であり、「ばんどう未来ビジョン」に示す、市の将来都市像『みんなでつくる やすらぎと生きがい 賑わいのある都市 坂東』を環境面から実現していく総合的な計画として位置付け、さらに、市の個別計画・事業の立案や実施に当たって、環境の保全に向けて配慮すべきことを示すための計画でもあります。

また、国や県の環境基本法・条例及び環境基本計画等との関連性に配慮するとともに、本市が環境を保全していくためには、市、市民、事業者の各主体が一体となって、それぞれの役割を果たすため、環境保全や地球温暖化等に関する取組を示し、主体的な行動を公平な役割分担のもと、それぞれの立場で自主的かつ積極的に取り組むことが大切です。

なお、本計画は、「廃棄物処理法」に基づく第5章の「坂東市一般廃棄物処理基本計画」、「気候変動適応法」第12条に基づく第6章の「坂東市地域気候変動適応計画」、「生物多様性基本法」に基づく第7章の「坂東市生物多様性地域戦略」を含むものとして位置付けます。

《 坂東市環境基本計画の位置付け 》



3 計画の対象範囲と分野構成

本計画で対象とする環境の範囲は、坂東市環境基本条例に係る環境全般を対象とします。分野構成は、対象とする環境の範囲から環境要素を抽出し、以下のとおりとします。

地球環境	地球温暖化対策、気候変動適応策、省資源、省エネルギー、再生可能エネルギー
資源循環	廃棄物、リサイクル
生活環境	大気(大気、騒音・振動、悪臭)、水質(河川・湖沼、上下水道、地下水)、土壌(土壌汚染対策)、地盤環境(地盤環境の保全)、有害化学物質
自然環境	生物多様性(動植物)、水辺(河川・湖沼等)、農地、自然とのふれあい(森林、公園等)、歴史的環境・自然景観の保全と活用
環境保全活動	環境教育・環境学習、環境保全活動(パートナーシップ)

4 計画の期間

本計画の期間は、2024(令和6)年度から2033(令和15)年度までの10年間とします。

なお、環境の変化や環境を取り巻く社会情勢の変化に伴い、必要に応じて計画の見直しを行います。

年度	2023 (令和5)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)	2027 (令和9)	2028 (令和10)	2029 (令和11)	2030 (令和12)	2031 (令和13)	2032 (令和14)	2033 (令和15)
坂東市 環境基本 計画	第2次坂東市環境基本計画 (坂東市一般廃棄物処理基本計画、坂東市地域気候変動適応計画、坂東市生物多様性地域戦略)										
				必要に応じて計画の見直しを行う							

5 計画の構成

本計画の構成は、次のとおりとします。

第1章 坂東市環境基本計画の基本的事項

計画の位置付けや役割、対象範囲といった、この計画の基本的な事項を定めました。

第2章 坂東市の環境のいま

本市の地域概況と5つの分野に分けた環境の現状を整理しました。環境保全活動では、小中学校の活動紹介をとりあげました。

第3章 計画の目標と施策体系

坂東市環境基本条例に掲げる基本理念に基づき、本市の望ましい環境将来像と環境分野別の5つの基本目標を定め、環境将来像、基本目標及び環境施策との関係を体系化しました。

第4章 環境施策と市、市民、事業者の取組

基本目標の達成に向け、課題と施策の方向性を明らかにするとともに、各主体の取組を示しました。

第5章 坂東市一般廃棄物処理基本計画

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項の規定に基づき、本市の一般廃棄物を管理し、適正な処理を確保するための基本となる計画を策定しました。

第6章 坂東市地域気候変動適応計画

「気候変動適応法」第12条に基づき、本市の自然的経済的社会的状況に応じた、気候変動適応に関する施策の推進を図るため、気候変動適応計画を勘案し、計画を策定しました。坂東市環境基本計画に掲げる気候変動適応策の推進は、本実行計画により推進していきます。

第7章 坂東市生物多様性地域戦略

「生物多様性基本法」第13条に基づき、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画を策定しました。

第8章 ゼロカーボンシティの実現に向けた重点プロジェクト

計画を推進していく中で、全体を先導していく施策を、重点プロジェクトとして位置付け、重点的な取組を示しました。また、目標達成状況について数値管理が可能なものについては、環境指標と数値目標を示しました。

第9章 計画の推進体制及び進行管理

本計画の実効性を確保するために必要な推進体制と、その進行管理の方法を示しました。

6 計画の推進主体

本計画の推進主体は、市、坂東市のすべての市民及び事業者とします。それぞれの役割を認識し、自らの日常生活や事業活動を見直し、互いに協働、連携しながら取り組むことを基本とします。

(1) 市の役割

市は、本計画に掲げる施策を総合的かつ計画的に実施し、率先して環境への負荷の少ない事業の実施に努めるとともに、広域的、地球的規模での取組を必要とするものについては、国、県及び他の地方公共団体と協力していきます。また、環境に関する情報の調査・収集・提供や環境の保全に関する意識の啓発を行うとともに、市民・事業者が行う環境保全活動を支援します。

(2) 市民の役割

市民は、日常生活に伴う資源及びエネルギーの節約、廃棄物の排出などによる環境への負荷の低減に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境施策への協力を始め、地域における環境保全活動へ積極的に参加します。

(3) 事業者の役割

事業者は、従業員も含めた事業所全体で、事業活動が環境に与える影響を認識し、環境への負荷の低減、緑化の推進、その他環境の保全に自ら積極的に努めるとともに、公害を防止し、又は自然環境を適正に保全します。また、市が実施する環境施策への協力を始め、地域における環境保全活動へ積極的に参加します。

